平成２３年（フ）第４８８号
札幌市北区北37条西５丁目１番８号　ハイツ宮崎305号
債務者　武内　範子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９６号
北海道千歳市文京１丁目６番地の３
債務者　湯田かな子（旧姓市橋）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１１号
札幌市北区北27条西14丁目３番12号　ソシアルトミイ67―２号
債務者　石川　早苗
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１９号
札幌市東区北８条東15丁目２番13号
債務者　塚本佳奈子（旧姓水嶋）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２９号
北海道江別市見晴台13番地の24
債務者　秋元　慎一
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３０号
北海道江別市見晴台13番地の24
債務者　秋元美智子（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５１号
北海道石狩市花川南９条３丁目107番地　大誠アパート１Ｆ左
債務者　大沼　栄一
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５５号
札幌市東区北27条東10丁目１番17号　コーポ藤102号
債務者　牧野　和恵（旧姓枝松）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７号
山形市双葉町２丁目６番８―402号　市営双葉町アパート
債務者　西野目智恵子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７３号
群馬県安中市下後閑1615番地１
債務者　中村　　望
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第７７号
群馬県安中市高別当100番地　並木団地54―１棟306号
債務者　加藤　恒夫
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第９９号
静岡県沼津市五月町７番１号　五月町寿荘１号、前住所神奈川県横浜市緑区鴨居５丁目17番32号　グリーンヒルコーポ208
債務者　髙橋　正治
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４９８号
愛知県大府市東新町４丁目86番地　ホワイトシティ東新202号
債務者　土田佐由利
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９９号
愛知県津島市昭和町３丁目28番地７
債務者　徳田　雅美（旧姓下北）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１６号
愛知県小牧市篠岡２丁目18番地　県営篠岡第二住宅９棟301号
債務者　山田　史子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８３号
愛知県丹羽郡大口町下小口２丁目29番地　メゾン北屋敷101号
債務者　田村みよ子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９号
京都府亀岡市大井町小金岐２丁目10番15号
債務者　山田　清子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　京都地方裁判所園部支部破産係